

4. 西町地区整備計画区域

別表第 2 . 用途の制限 (第 4 条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築してはならない建築物
西町地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅 (長屋を除く。)</p> <p>(2) 兼用住宅でその他の用途が次のアからオまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 事務所</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院、質屋、貸衣装屋、貸本屋、出力の合計が0.2キロワット以下の原動機を使用する洋服店、出力の合計が0.75キロワット以下の原動機を使用する畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>オ 出力の合計が0.2キロワット以下の原動機を使用する美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房</p> <p>(3) 集会所</p> <p>(4) 前3号の建築物に附属する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である平家建物置又は軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が50平方メートル以内である自動車車庫等</p>

別表第 3 . 容積率の最高限度 (第 5 条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築物の容積率の最高限度
西町地区	10分の10

別表第 4 . 建蔽率の最高限度 (第 6 条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築物の建蔽率の最高限度
西町地区	10分の5

別表第 5 . 敷地面積の最低限度 (第 7 条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築物の敷地面積の最低限度
西町地区	160 平方メートル

別表第 6 . 壁面の位置の制限 (第 8 条関係)

(ア) 地区	(イ) 距離	(ウ) 適用除外の建築物等
西町地区	1 メートル	(1) 外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のア又はイに該当するもの ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの イ 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である平家建物置 (2) 軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が50平方メートル以内である自動車車庫等

別表第 9 . 屋根の形状の制限 (第 11 条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築物の屋根の形状
西町地区	切妻造、寄棟造、入母屋造その他これらに類する勾配のある屋根

別表第 10 . へいの構造の制限 (第 12 条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築物に附属するへいの構造
西町地区	コンクリート造、コンクリートブロック造、石造その他これらに類するもの以外のもので透視可能なもの